

令和7年11月26日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月26日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
兵庫	須磨	2両x36日 1両x38日	滋賀	マキノ	1両x110日
兵庫	志筑	1両x60日	滋賀	永源寺	1両x109日
兵庫	林田	1両x50日	和歌山	清川	1両x119日
奈良	黒滝	1両x29日	和歌山	富田	1両x109日
奈良	柏木	1両x100日			

3. 処 分 日

令和7年11月26日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448